

## 平成18年度家内労働調査結果 (概要)

## I 家内労働概況調査

## 1 家内労働従事者 (第1表)

平成18年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は200,711人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者は191,995人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は8,716人となっています。

## 2 家内労働者

## (1) 推移 (第1表)

家内労働法が制定された昭和45年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後減少が続いています。

平成18年の減少幅は7.3%と、前年の減少幅(4.2%)を上回るものとなっています。

## (2) 男女別 (第1表)

家内労働者を男女別にみると、男性が17,872人であるのに対し、女性は174,123人と全体の90.7%を占めています。

## (3) 類型別 (第1表)

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が180,371人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は9,107人(4.7%)、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的家内労働者は2,517人(1.3%)となっています。

## (4) 業種別 (第2表、第1図)

家内労働者を業種別でみると、衣服の縫製などの「衣服、その他の繊維製品製造業」が55,578人(28.9%)と最も多く、次いで玩具、人形、造花、漆器などの「その他(雑貨等)」が30,097人(15.7%)、自動車用部品カプラー差し・チューブ通しなどの「電気機械器具製造業」が29,564人(15.4%)、となっており、これら3業種で全体の約6割を占めています。

減少幅の大きい業種は、情報通信機械器具(2,187人、前年比24.6%減)、印刷・同関連及び出版業(うちワープロ作業)(1,740人、前年比13.2%減)となっています。

## (5) 都道府県別 (第3表)

都道府県別にみると、静岡県が13,231人と最も多く、次いで東京都が12,920人、愛知県11,979人、大阪府11,663人となっており、家内労働者数が1万人を超えているのはこれら4都府県となっています。

前年と比べて増加しているのは、石川県(対前年765人増)、岡山県(同81人増)、高知

県（同 90 人増）となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第 4 表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、20,607 人で、家内労働従事者数に占める割合は 10.3%となっています。

業務の種類別にみると、動力マシンやニット編機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、16,052 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 77.9%を占めています。

### 3 委託者

(1) 委託者数（第 5 表）

平成 18 年 10 月 1 日現在の委託者数は、13,999 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 13,188、製造または販売業者から製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 811 となっています。

(2) 業種別（第 5 表）

委託者数を業種別でみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が 5,399(38.6%)、「電気機械器具製造業」が 1,478(10.6%)、「その他（雑貨等）」が 1,425(10.2%)、などで多く、これら 3 業種で全体の約 6 割を占めています。

(3) 1 委託者当たりの平均家内労働者数（第 5 表）

1 委託者当たりの平均家内労働者数は 13.7 人で、業種別に見ると、「ゴム製品製造業」が 25.7 人と最も多く、次いで「その他（雑貨等）」が 21.1 人、「電気機械器具製造業」が 20.0 人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は 8.3 人と最も少なくなっています。

### 4 代理人

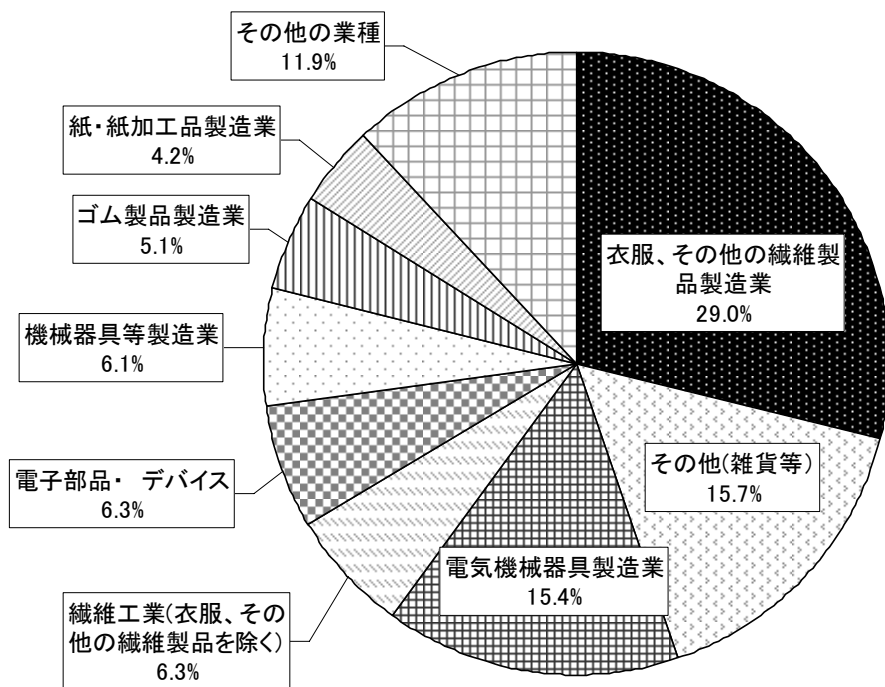
(1) 代理人数（第 5 表）

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いている場合があるが、その数は平成 18 年 10 月 1 日現在 714 人となっています。

(2) 業種別（第 5 表）

代理人数を業種別にみると、「衣服、その他の繊維製品製造業」が 219 人(30.7%)、「その他（雑貨等）」が 123 人(17.2%)、「繊維工業」が 74 人(10.4%)となっています。

第1図 業種別家内労働者数の割合



## Ⅱ 家内労働等実態調査（家内労働者調査）

### 1 年齢

家内労働者の年齢をみると、「60～70歳未満」が29.6%（平成15年度28.6%）と最も多い。

家内労働者全体の平均年齢は55.9歳（平成15年度55.0歳）であり、前回の平成15年度調査と比べると、全体の平均年齢は0.9歳上昇している。

### 2 経験年数

家内労働者が家内労働に従事している経験年数は、「10年以上」が48.6%（平成15年度49.5%）と最も多い。

平均経験年数は12.1年（平成15年度12.0年）となっている。

### 3 世帯主（主たる家計維持者）との関係

家内労働者の世帯についてみると、家内労働者本人が「世帯主以外の者」が85.0%（平成15年度83.7%）を占める。

### 4 世帯主の就業状況及び月収額（家内労働者が「世帯主の妻」の場合）

家内労働者が「世帯主の妻」である場合の世帯主の就業状況についてみると、「雇用労働者」が全体の57.4%（平成15年度56.2%）を占める。

世帯主の平成18年9月分の平均月収額（税込）をみると、「15～25万円未満」が25.2%（平成15年度33.4%）と最も多い。

### 5 1か月の就業日数

平成18年9月における家内労働者の就業日数をみると、「20～25日未満」が39.8%（平成15年度36.3%）と最も多い。

平均就業日数は、18.4日（平成15年度18.2日）である。

### 6 1日の平均就業時間数

平成18年9月における家内労働者の1日の平均就業時間数は、「4～6時間未満」が33.7%（平成15年度33.0%）と最も多い。

平均就業時間は、5.6時間（平成15年度5.4時間）である。

### 7 仕事量の変動

平成18年9月の仕事量を3年前（平成15年9月）と比較した増減について回答してもらったところ、「仕事が減った」と回答した者の割合は、36.2%（同47.5%）であり、「変わらない」が46.7%（同39.4%）、「仕事量が増えた」が10.9%（同6.8%）となっている。

業種別に仕事量の変動状況をみると、「仕事量が増えた」割合は、金属製品17.8%（平成15年度4.8%）が最も高く、「仕事量が減った」割合は、「印刷・同関連」の51.6%（同46.9%）が最も高い。

### 8 1か月の工賃額

平成 18 年 9 月分の家内労働者の工賃月収額（必要経費を除く。以下同じ）をみると、「2～4 万円未満」が 33.2%（平成 15 年度 33.5%）と最も多い。

平成 18 年 9 月分の家内労働者 1 人当たりの平均工賃月収額は、4 万 5,162 円（平成 15 年度 4 万 6,822 円）である。

## 9 1 時間当たりの工賃額

平成 18 年 9 月分の家内労働者の 1 時間当たりの工賃額をみると、「200～400 円未満」が 35.6%（平成 15 年度 33.9%）と最も多く、800 円未満が 9 割弱を占めている。

## 10 必要経費

平成 18 年 9 月の家内労働の仕事に要した必要経費をみると、「必要経費あり」の者は全体の 20.3%（平成 15 年度 18.8%）である。これら「必要経費あり」の者の「平均必要経費額は 1 万 1,083 万円（平成 15 年度 1 万 0,700 円）となっている。

## 11 工賃の支払い

工賃の支払場所は「金融機関（口座振込）」が 44.3%（平成 15 年度 42.5%）と最も多い。

工賃の支払方法は、「1 か月に 1 回支払われている」が 95.7%（平成 15 年度 95.6%）と大半を占める。

## 12 受託関係

原材料・加工品の受渡し場所は、「自宅」が 62.0%（平成 15 年度 66.2%）と最も多い。

委託契約の方法は、「家内労働手帳」を交付されているものの割合が 77.6%（平成 15 年度 77.9%）と最も多い。

## 13 安全衛生等

(1) 災害発生のおそれのある機械・原材料を使用している者の割合は 17.4%（平成 15 年度 18.9%）である。使用している機械・原材料の種類をみると、「織機・ニット編機・撚糸機・合糸機」が 39.3%（平成 15 年度 37.9%）と最も多い。

(2) 機械・原材料を使用している家内労働者のうち、危害を防止するための措置を講じている者の割合は 32.5%（平成 15 年度 40.9%）である。

使用している機械・原材料別に危害防止措置を講じている者の割合をみると、「プレス・シャー（型付け機等を除く）、研削盤・バフ盤、旋盤・フライス盤・ボール盤」を使用している者が 59.4%（平成 15 年度 63.2%）と最も多い。

(3) 過去 1 年間に健康診断を受診した家内労働者の割合は、65.7%（平成 15 年度 64.3%）である。

受診した健康診断の種類についてみると、「その他の健康診断」が 98.9%と大半を占め、「特殊健康診断」（有機溶剤・鉛等）は 1.1%となっている。

健康診断の受診に関しての委託者の指導の有無をみると、「委託者の指導なし」が 93.0%（平成 15 年度 93.2%）と大半を占め、受診者の大半は自主的に健康診断を受診していることが窺える。

(4) 過去 2 年間に家内労働の作業を原因とするけが（負傷）をしたり、病気（疾病）にかかったことがある者の割合は 0.7%（平成 15 年度 0.9%）である。

## 14 家内労働者の就業意識等

- (1) 家内労働に従事する理由は、「家計の補助のため」が 59.9% (平成 15 年度 61.6%) と最も多い。
- (2) 家内労働を選んだ理由は、「都合のいい時期・時間に働けるから」が 60.0% (平成 15 年度 62.1%) と最も多い。
- (3) 現在の家内労働以外の仕事の有無をみると、家内労働以外の仕事は「していない」が 83.7% (平成 15 年度 83.0%) と大半をしめている。
- (4) 現在の家内労働についての継続希望は、「続けたい」が 87.2% (平成 15 年度 87.0%) を占めている。
- (5) 家内労働をする上で困っていることについてみると、「困っていない」は 52.2% (平成 15 年度 46.9%) であり、「困ったことがある」47.8% (同 53.1%) を上回っている。また、困っている理由として多いのは、「工賃が安い」68.8% (同 65.2%)、「仕事があつたりなかつたりする」55.0% (同 56.3%) となっている。